

特別選手強化事業の助成要綱

平成15年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、加盟団体が競技選手の育成強化に努め、広く競技水準及び高度な技術の習得を図るため、実施する事業に係る経費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 加盟団体が独自に主催する選手強化講習会とする。

(助成の額)

第3条 選手強化講習会に要する費用の対象経費について、予算の範囲内で助成する。

(助成の交付申請)

第4条 助成を受けようとする者は、特別選手強化事業助成申請書(別記第1号様式)に關係書類等(開催要項、費用がわかるもの、参考資料)を添えて5月末日までに提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第5条 会長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、予算の範囲内において交付すべき助成金の額の決定をした時は、速やかにその決定の内容を特別選手強化事業助成金決定等通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付の決定を受けた者は、事業が完了次第速やかに特別選手強化事業実績報告書(別記第3号様式)に事業報告書(別紙1)及び事業精算書(別紙2)に關係書類等(開催要項、参加者名簿、領収書写し)を添えて提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第7条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、競技力向上事業(特別選手強化事業)助成金額の確定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、特別選手強化事業助成金交付請求書(別記第5号様式)による請求に基づき助成金を交付する。

(算出根拠)

第9条 計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 総事業費から対象外経費総額を減じたものを、助成対象経費総額とする。
- (2) 個別事業の助成額の計算にあたっては、個別事業の対象経費総額を、全事業について合計した合計対象経費総額で除したものを、個別事業の構成比として算出する。
- (3) 個別事業の助成金の額は、当該年度の特別選手強化事業にかかる助成金予算額に(2)の構成比を乗じ、1,000円未満を切捨てして算出した額とする。但し、個別事業の助成金の上限額は、対象経費を超えない範囲で1,000円未満を切り捨てした額とする。

(対象経費)

第10条 助成の対象とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 講師謝金
 - (2) 消耗品（強化学業に係る消耗品）
 - (3) 役務費（はがき及び切手代）
 - (4) 会場借上料
- （対象外経費）

第11条 助成の対象外とする経費は、次のとおりとする。

- (1) 上部団体へ納入する登録料、認定料
- (2) 参加者から徴収する参加料
- (3) 旅費（講師旅費を除く）
- (4) 食糧費
- (5) テキスト等

附 則

平成15年4月1日から施行する。

平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。